

(ホームページ掲載日:令和8年2月6日)

開催日及び場所			令和7年12月18日(木) 横浜植物防疫所会議室	
			増井 史彰(弁護士) 嶋矢 剛(公認会計士)	
審議対象期間			令和7年7月1日~令和7年9月30日	
審議対象案件			14件	うち、競争入札における1者応札案件2件 契約の相手方が公益法人等の案件0件
抽出案件			6件 (抽出率43%)	うち、競争入札における1者応札案件0件 契約の相手方が公益法人等の案件0件 (抽出率-%)
抽出案件内訳	工事	一般競争	1件	うち、1者応札案件1件
		指名競争		
		工事希望型競争		
		その他の指名競争		
	業務	随意契約		
		一般競争	1件	
		指名競争		
		簡易公募型競争		
		その他の指名競争		
	物品・役務等	公募型プロポーザル		
		簡易公募型プロポーザル		
		標準型プロポーザル		
		その他の随意契約		
(特記事項)			特になし	

委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答等
	<p>電子植物検疫証明書(ePhyto)交換の個別必要条件に係る調査業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、応札者が2者から増える可能性はあるか。他の業者からも見積を取得し、予定価格の参考にできる見込みはあるか。 この2者は、どのようにあたりを付けたのか。 参入障壁があること、2者以外に候補がない理由を理解した。結果として、他者から見積を取るのは難しいという認識でよいか。 電子植物検疫証明書のやり取りに関する調査について、情報収集をピントで行い、意向を反映した調査を依頼したいという趣旨の業務であると理解している。 植物防疫所の主たる業務は輸入植物の検疫というイメージだが、輸出業務も対象としているのか。 海外からの輸入検疫はイメージできるが、輸出検疫のイメージが湧かない。 公共システムに精通した信頼性の高い業者に依頼する方針を評価する。中途半端な業者への依頼はリスクがあるため、総合評価で適切な業者を選定したことに安心している。 付言として、契約書の文言に関する指摘となるが、情報システム監査で品質確認を実現するのは難しく、標準文言であることは理解するが、品質確認には別の枠組みの方が適している。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の調査はNACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)関連業務であり、専門知識が必要なため、見積や業務参入が可能な業者は限られると予想される。 1者は現在NACCS機能改修に携わるシステムベンダー。もう1者はNACCSのコンサルで関与している業者である。 然り。 相手国も植物検疫を実施しており、輸入条件が設定されている。例として、企業や農家が果物(りんごや梨)を台湾へ輸出するケースがあるが、植物防疫所は、輸出品の検査を行い、検査で合格したものに証明書を発給している。

委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答等
<p>検査用試薬の購入（単価契約）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本契約の抽出理由は、落札率である。資料によると、応札者は従来の1者から3者に増加しており、競争が生じていると評価する一方で、今後さらに応札者や見積取得先を増やすことが可能なのか伺いたい。 	<p>・予定価格は契約目的の物件や役務について、取引事例、需給、履行難易度、履行期間などを考慮し、適正に設定している。</p> <p>応札者は昨年1者だったが、今年は電子入札の導入により2者増加している。1者は過去にも取引があつたが試薬の取扱いや入札は少なかった業者、もう1者は少額随契から参入した業者である。</p> <p>今後も電子入札やオープンカウンターを通じて参加者を増やし、参考見積を取得する方針。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・定番業者と認識している業者が参加する一方、新規参入があった。電子入札の採用により新しい業者が参加している点を評価し、少なくとも見積取得を継続することで、より良い調達につながると考える。 ・従来の業者が落札するイメージが強く、今年度も落札する予想をしていた。参考見積は同社から取得していたのか。 ・今回の新規業者の過去実績はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規業者は直近の入札でも応札しており、新規業者が参入したと認識している。 ・過去5年の範囲で取引実績は無い。新規参入業者と理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度（4月～11月）の一般競争入札案件は34件であり、そのうち電子入札を実施した業者は35者、紙入札は34者で、現状はほぼ半々となっている。 ・政府調達の電子入札は「植物防疫所業務システム更改業務」及び「横浜植物防疫所新山下庁舎等で使用する電気」の2件を令和7年1月16日入札公告から実施している。 ・一般競争入札の電子入札は「シャーレ等購入」を令和7年1月13日入札公告から実施している。 ・紙入札を選択した場合、開札時に担当者が電子調達システムへ業者名と入札金額を登録する手続きが必要だが、特段煩雑ではない。
<ul style="list-style-type: none"> ・今回の資料に紙入札を選択した案件が複数ある。電子入札が主流だと思っていたがそうではないと認識した。 ・現時点で全体の入札案件に占める電子入札の割合はどの程度か。電子入札の効果が今回の結果に寄与したと考えられるため、可能な範囲で割合を教えて欲しい。 ・電子入札システム導入に、業者側でコストがかかっているのか。 ・新規参入業者のように、電子入札の採用により新たに関心を持ち出した業者はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度（4月～11月）の一般競争入札案件は34件であり、そのうち電子入札を実施した業者は35者、紙入札は34者で、現状はほぼ半々となっている。 ・政府調達の電子入札は「植物防疫所業務システム更改業務」及び「横浜植物防疫所新山下庁舎等で使用する電気」の2件を令和7年1月16日入札公告から実施している。 ・一般競争入札の電子入札は「シャーレ等購入」を令和7年1月13日入札公告から実施している。 ・紙入札を選択した場合、開札時に担当者が電子調達システムへ業者名と入札金額を登録する手続きが必要だが、特段煩雑ではない。 ・電子入札で参加するには、全省庁統一資格取得後、電子証明書の取得が必要となる。認定機関に利用料を支払って証明書を取得するほか、カードリーダー等の準備も必要で、一定の経費が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子入札で参加するには、全省庁統一資格取得後、電子証明書の取得が必要となる。認定機関に利用料を支払って証明書を取得するほか、カードリーダー等の準備も必要で、一定の経費が発生する。 ・現在オープンカウンター方式で入札を行っているが、一定数新規業者はいる。 ・然り。 ・然り。
<p>多機能ネックストラップ外売買契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札業者は参考見積書を提出し、入札時にはさらに価格を下げて入札参加したという理解でよいか確認の意味で伺う。 ・多機能ネックストラップほか商品仕様に特殊なものは無い認識で良いか。 ・今回の落札率は、複数業者応札による価格競争の結果と理解した。今後も応札者を増やす努力を継続されたい。 ・仕様について、品目は消耗品であり普遍的なものだが、納品は個別の場所ごとに梱包・配送が必要で手間がかかる。現行仕様以外に選択肢は無いのか。 ・植物防疫所は広域にわたる組織で、少量多品目の調達が必要な現状は理解している。現状の枠組みで対応するしかないと認識した。 ・中長期的に、別の方法（インターネットでの少額契約）を検討していることに期待したい。現行の入札について特段の問題は無いと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・落札業者は参考見積書を提出し、入札時にはさらに価格を下げて入札参加したという理解でよいか確認の意味で伺う。 ・多機能ネックストラップほか商品仕様に特殊なものは無い認識で良いか。 ・今回の落札率は、複数業者応札による価格競争の結果と理解した。今後も応札者を増やす努力を継続されたい。 ・仕様について、品目は消耗品であり普遍的なものだが、納品は個別の場所ごとに梱包・配送が必要で手間がかかる。現行仕様以外に選択肢は無いのか。 ・植物防疫所は広域にわたる組織で、少量多品目の調達が必要な現状は理解している。現状の枠組みで対応するしかないと認識した。 ・中長期的に、別の方法（インターネットでの少額契約）を検討していることに期待したい。現行の入札について特段の問題は無いと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の調達方法は、品目が多岐にわたるため個別契約で対応しており、現状ではこの方法しかない。一般的な物品は単価契約で業者にもメリットがあるが、当所のニーズは多品目・少量のため難しい。 ・一方で、今後は少額契約をインターネットで行う仕組みの導入を検討中。これは動物検疫所でも実施例があり、サイト業者との契約を想定する。 ・ただし、こうした方法を導入すると従来の文具業者との取引が減り、価格が高くなる可能性も懸念している。

委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答等
<p>乗用自動車交換契約（横浜植物防疫所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案件抽出理由は、落札率、応札者が2者のみであったことであり、工夫の余地があつたように感じる。 ・車両の入替は既存車両の下取りを伴う一般的な内容であり、なぜ2者しか資料の受領すらしなかつたのか。 ・車両の価格算定は市場調査により容易である認識であるが、今回応札した2者の見積額が若干乖離していることも踏まえ、今後は他業者への見積依頼を増やす予定があるか伺いたい。 ・納期制約が大きな要因と理解し、今後は納期に余裕を持たせ、参加しやすい体制づくりを要望する。 ・仕様上、セレナ以外にもステップワゴンやノアなど要件を満たす車種はあったが、結果的にセレナに決定したと理解。競争は望ましいが、車両案件では落札率が高くなる傾向は理解している。今回の結果は妥当と評価する。 <p>理化学用品（電動ピペット外）売買契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案件抽出理由は落札率、応札者が2者のみである点、また、商品構成には専門性の高い物品と一般的な物品が混在しており、参入障壁が低い品目（一般的な物品）は切り分けて応札者を増やす工夫が必要と感じたことから、現状の混在化している理由と他業者への周知状況を確認したい。 ・普遍的な品目があり、入札方式に改善の余地があると感じたため提言した。 ・今回のように経緯を開示・共有しながら改善を検討する方針は評価したい。 <p>メドフライコール外6点（単価契約）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本案件は供給メーカーが1者のみで競争性が確保できない状況と理解している。ここ数年も、新規参入業者の見込みは無いのか。 ・他社から見積取得も現実的に困難と認識している。 ・随意契約案件ではあるものの競争性確保のため、公募の手順を踏んでいますが、入札制度による改善は困難。別の観点での取組を検討すべきでは。 <p>公募継続の方針は妥当であり、理解した。</p> <p>総括</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植物防疫所の対象契約は非常にニッチであり、担当者の苦労を推察している。 ・他官署の入札案件では競争の可能性があるが、本案は難しい状況と理解。 ・委員としては、年度ごとにより競争が生じることが望ましいため、まず資料ダウンロード業者を1者でも増やす努力を要望する。 ・将来的には電子入札の活用により、より多くの業者が参加しやすくなり、競争が促進される可能性があるため、引き続き尽力を求める。 ・案件には高額やシステム関連のものも含まれていたが、比較的通常の案件が多く、入札業者の固定化傾向が見られる。 ・最低限合理的な対応を行った上で、応札者が少ない場合でも適切に処理し、モニタリングの場で経緯や気づきを共有することが重要。 ・引き続き、こうした情報開示を通じて改善を見守りたい。 	<p>乗用自動車交換契約（横浜植物防疫所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様の都合上、対象車種はセレナ等で、更に納期の制約もあったことから、2者の応札となった。うち1者には参考見積を依頼したが提出不可との回答であった。また、参考見積を提出した業者1者は、入札手続きに不慣れのため、入札に参加できなかつた。 ・参考見積は他者にも照会を行つたが、モデルチェンジや納期の関係で困難との回答が多く、結果的に2者のみとなつた。 <p>理化学用品（電動ピペット外）売買契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品は理化学用品・事務用品などを同一品目を中心に種類別でまとめて入札しており、畠違いの品目は分ける対応をしている。今回も理化学用品としてまとめたが、品目数が多く応札可能な業者は限られる。HP掲載等の周知を行つてはいるが、参加は得られなかつた。 ・理化学用品カタログに掲載される一般的な物品については、今後分離して入札することも検討の余地があると思慮。他の機器は少量・多品目・メーカー多様のため現行方式を基本としつつ、分離可能な部分を次回検討したい。 <p>・然り。</p> <p>メドフライコール外6点（単価契約）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募は新規参入促進のため継続して実施している。事務負担は軽微であり、公募したうえで随意契約するかたちで整理している。新規参入が進まない要因は製造コスト面にあると考える。 	
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し所長が講じた措置]	特になし	

(注)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。